

第1章 計画の基本的考え方

1. 計画策定の背景 ~ どうして計画することになったのか ~

今日の私たちの生活は、大量生産、大量消費、大量廃棄という社会経済活動に支えられています。その一方で、排気ガスによる大気汚染や生活排水による河川の汚濁、森林伐採による山林の減少など、この営みが環境への負荷を高めています。このような環境問題は地球温暖化、オゾン層の破壊などの地球規模での環境問題にもつながり、人類の生存基盤である地球環境に重大な影響を及ぼしています。その問題を解決するためには、行政・企業・住民といった立場にとらわれずに、お互いの責任を果たし、連携して取り組んでいくことが必要となっています。

本市では健康で文化的な生活を営むために、健全で恵み豊かな環境を保全・創造するとともに、世界に誇れる文化遺産を保存・整備し、それを将来の世代に引き継いでいくことを決意し、平成17(2005)年3月23日、「尾道市環境基本条例」を制定しました。

そして、この条例の基本理念に基づいた施策を展開するために、「尾道市環境基本計画」(以下、本計画という。)を策定しました。

尾道市環境基本条例の基本理念

尾道市環境基本条例では、環境の保全及び創造に関する基本理念を次のように定めています。これらの基本理念は、国の環境基本法及び広島県環境基本条例の精神に相通じるものです。

《尾道市環境基本条例 第3条(基本理念)抜粋》

1. 環境の保全は、現在及び将来の市民が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに、人類の生存基盤である環境が将来にわたって維持されるよう適切に行われなければならない。
2. 環境の保全は、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない健全な社会経済の発展を図りながら、持続的に発展をすることができる社会が構築されることを旨として、すべての者の公平な役割分担の下に、自主的かつ積極的に行われなければならない。
3. 地球環境の保全は、人類共通の課題であるとともに市民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保する上での課題であることにかんがみ、すべての事業活動及び日常生活において着実に推進されなければならない。

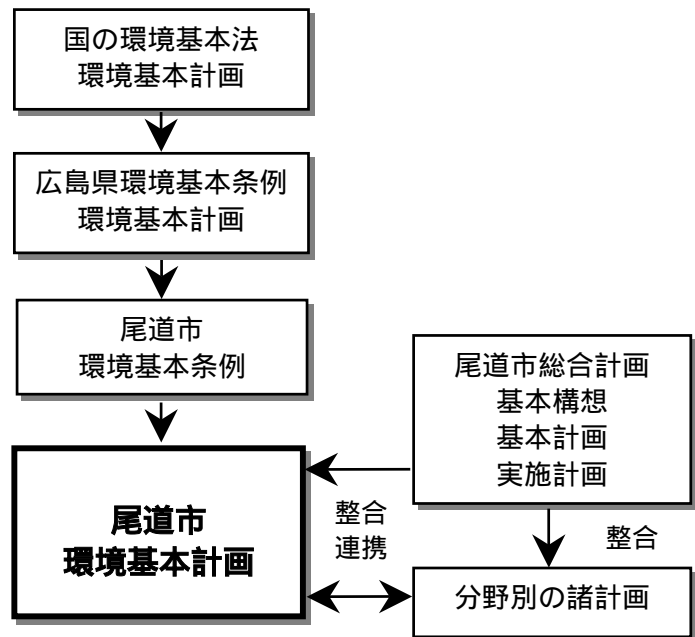
2 . 計画の目的 ~ 何のために計画するのか ~

本計画は、尾道市環境基本条例に基づき、環境の保全（創造を含む）に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定します。

3 . 計画の位置づけ ~ どのような計画なのか ~

本計画は、国の「環境基本法」、「環境基本計画」や広島県の「環境基本条例」、「環境基本計画」を踏まえた位置づけにあります。

また、本市の諸計画との関係では、「尾道市総合計画」を上位に置き、環境と関連性のある他の計画や事業との整合性を保ちながら、施策の実効性を確保する位置づけにあります。



4 . 計画の果たす役割 ~ この計画によって市がどうなるのか ~

本計画では次のことを明らかにします。

- 尾道市の望ましい環境像
- 取り組む施策の方針及び体系
- 市の取り組み内容
- 重点的に取り組む内容
- 事業者・市民・滞在者それぞれの行動指針
- 推進体制

これらを明らかにすることで、本計画は次のような役割を果たします。

尾道市総合計画の都市づくりの目標を踏まえ、環境面からの基本的方向を示す役割を果たします。

各分野の個別計画において、環境面に配慮して優先的に取り組むべき施策や目標を示し、それらを連携させる役割を果たします。

市民や事業者、滞在者に対して、市が積極的に環境保全に取り組む方向性を示し、それを促す役割を果たします。

5 . 計画の主体とその役割 ~だれが何をするのか~

「市」「事業者」「市民」「滞在者(以下、観光旅行者その他市内に滞在する者をいう。)」の4者が本計画を推進する主体者です。

市の役割

事業者・市民との合意のもとに、地域の環境保全に関する具体的かつ総合的な施策を策定します。

施策の実施にあたっては、事業者・市民と連携を図るとともに、県や周辺市町と協力して広域な取り組みを推進します。

事業者・市民の環境に対する意識啓発や行動の喚起^{かんき}を図り、主体的な取り組みや主体間の連携・協働、ボランティア活動などを支援・促進します。

環境の現状や各主体の環境保全の取り組み状況など、環境に関するさまざまな情報を広くわかりやすく発信します。

自ら率先して環境に配慮した行動に取り組みます。

事業者の役割

事業活動の環境に対する社会的な影響や環境に与える負荷の大きさを認識し、責任ある行動をとり、環境への負荷をさらに低減し、これまで以上に公害発生防止に努めます。

製品の設計・生産・流通・消費・廃棄にいたるすべての事業段階にわたって、環境への負荷の少ない製品やサービスを提供します。

地域社会の構成員として、地域の環境保全活動に協力するとともに、自らも積極的に活動することに努めます。

市民の役割

生活と環境との深い関わりを認識し、身近なところから環境負荷の低減に取り組みます。

「私たちのまちの環境は、私たちが守る」という自覚のもと、主体的に市や事業者と協働して環境問題に取り組むとともに、市の環境施策に参加・協力します。

子どもから大人まですべての世代が環境学習を行い、ボランティア活動をはじめ積極的に環境保全活動に参加・協力します。

滞在者の役割

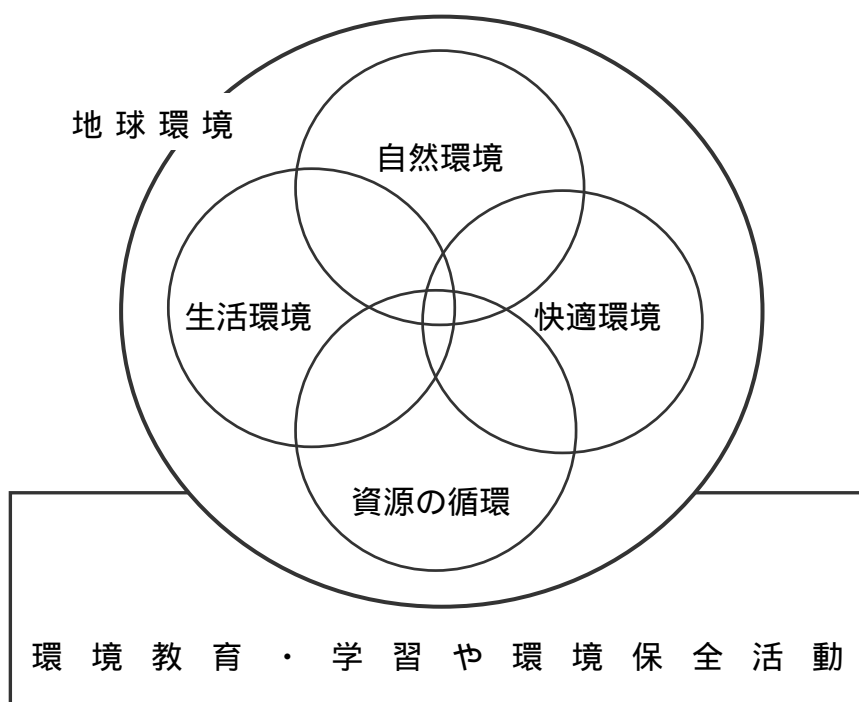
市が発信する環境保全の取り組みに協力し、滞在中の環境への負荷の低減に努めます。

6 . 計画が対象とする環境 ~ 何に対して計画するのか ~

「環境」は「私たち人間を取り巻く現象である」ととらえ、その対象は極めて広く、また互いに密接なつながりがあります。国や他の地方公共団体の計画も参考に、環境の現状把握と取り組みの対象分野を考慮し、本計画の対象とする環境を次の通りとします。

計画の対象とする環境

- 生活環境 - - 大気、水質、音・振動、臭い、食の安全など
- 自然環境 - - 気象、動物、植物、森林、河川、海、里山*、田園など
- 資源の循環 - 廃棄物、水資源、エネルギーなど
- 快適環境 - - 公園・緑地、歴史・文化、景観など
- 地球環境 - - 地球温暖化、オゾン層、酸性雨など
- 環境教育・学習や環境保全活動 - 環境教育・学習、ボランティア活動など



* 里山

人間と深く関わり合いながら形成されてきた自然のこと。

また、里山は身近な生物の貴重な生息場所でもある。

主な関わりの例として、薪や炭を集め、落ち葉は堆肥の材料として利用し、様々な山菜やきのこ類など、自然の恵みを分け与えてくれる。

しかし、生活様式の変化で荒れ果ててきている現状がある。

7 . 計画の期間 ~いつを目途とする計画なのか~

望ましい環境を実現し、現在及び将来の世代への責任を果たすためには、環境保全に取り組む「人」が育ち、社会の「仕組み」ができるまでを含めて、長期的視野に立って計画を考える必要があります。

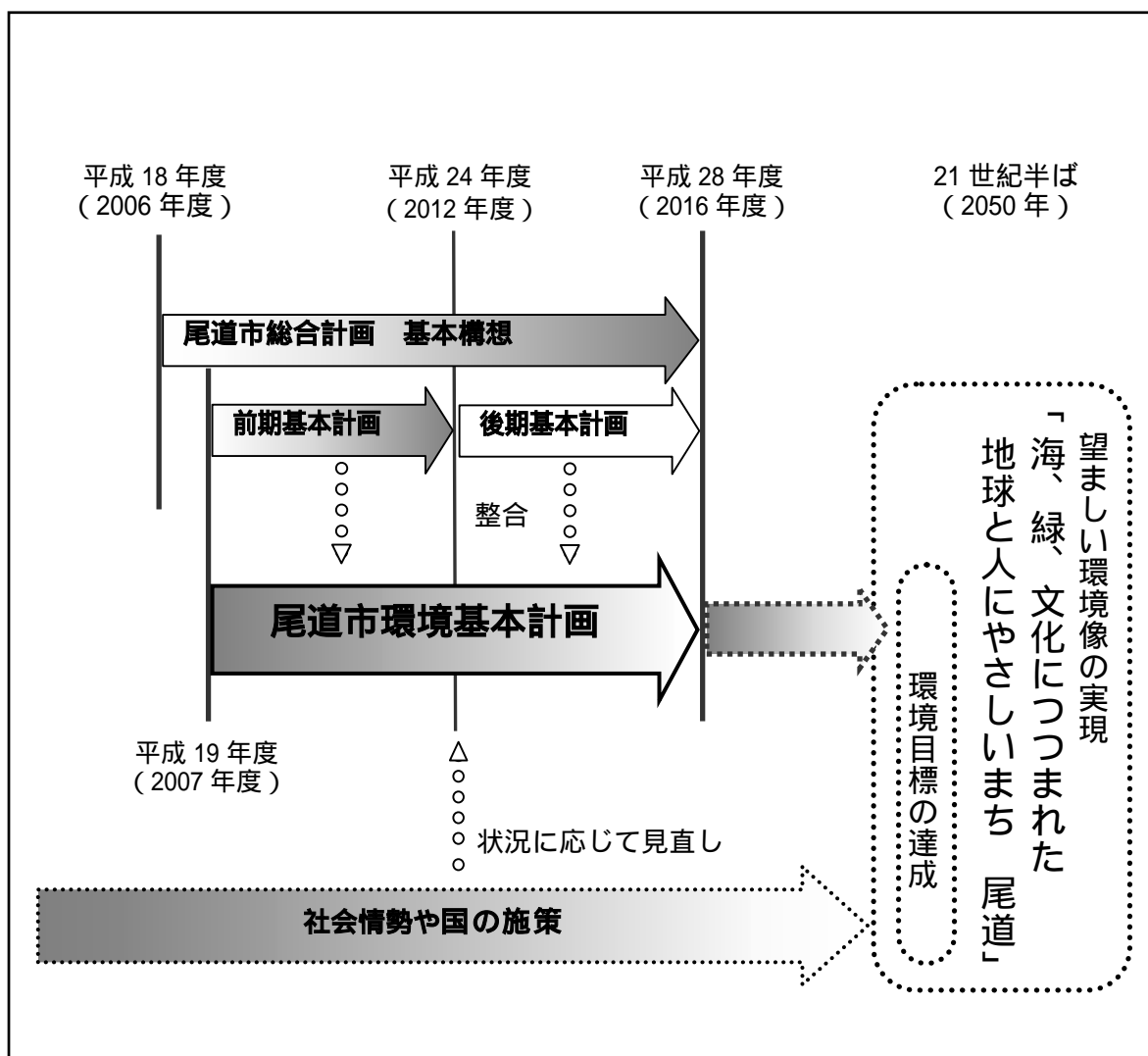
このことから、次の目標年次を設定し、計画に取り組みます。

望ましい環境像と環境目標の目標達成年次は、次世代が育ち、環境保全に活躍するまでを目安とし、21世紀半ばとします。

取り組む施策の目標達成年次は、達成目標と時期を明確にするため、本計画の上位計画である尾道市総合計画基本構想の目標達成年次である平成28(2016)年度とします。

尾道市総合計画前期基本計画終了時の平成23(2011)年度を目標達成年次の中間年次とし、目標の達成状況を進行管理します。

なお、今後の社会情勢の変化、国の施策や本市の他の関連計画と連動して、必要に応じて計画を見直します。



8 . 計画の構成 ~ 計画のしくみはどうなっているのか ~

尾道市の環境特性と課題

アンケートや地域のヒアリングなど、基礎調査の結果から環境特性と課題を抽出します。

目標の設定

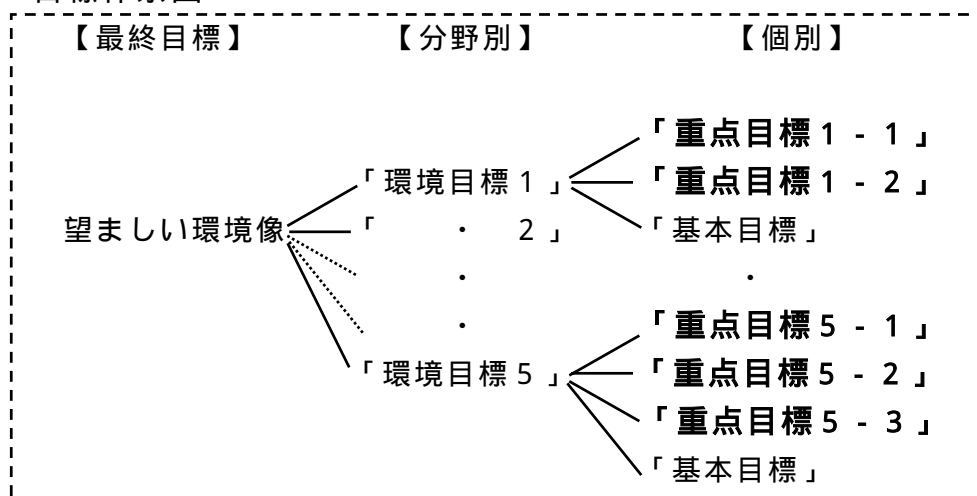
本市の環境特性をもとに、次のように目標を設定します。

- (1) 望ましい環境像の設定
本計画の最終目標となる望ましい環境像を設定します。
- (2) 環境目標の設定
望ましい環境像を実現するために、分野別に環境目標を設定します。
- (3) 重点目標と基本目標の設定
環境目標を達成するために、さらに個別に重点目標と基本目標を設定します。なお、重点目標と基本目標の定義は次のとおりです。

重点目標・・・市民が強く望む目標

基本目標・・・重点目標以外の一般的な目標

目標体系図



重点目標には数値目標等を設定し、実現するように取り組みます。

取り組み

- (1) 重点施策の設定
重点目標を設定した項目のなかで、現況と目標の差が極めて大きいものには重点施策を設定し、計画のなかで特に積極的に取り組んでいきます。

重点施策では市・事業者・市民の協働と連携を明らかにします。

- (2) 基本施策の設定
重点施策以外の施策を基本施策とします。

2章で説明します。

3章で説明します。

4章で説明します。

重点目標と重点施策の位置づけ

